

金融庁告示第七十一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成二十年財務省、厚生労働省、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省）

省、法務省、  
働省、農林水産省、令第三号）の施行に伴い、及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成  
通省

内閣府、総務省、法務省、  
二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）第六条第一項第九号の規定に基づき、平成二十年  
経済産業省、国土交通省

金融庁告示第十一号（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第八号の規定に基づき  
通信手段を指定する件）の一部を次のように改正し、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等  
の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日から適用する。

平成二十年十一月二十八日

金融庁長官 佐藤 隆文

前文中「第六条第一項第八号」を「第六条第一項第九号」に改める。